

平成26年7月16日

愛媛県社会保険労務士会会員各位

全国社会保険労務士会連合会より下記、ご連絡がありましたので、お知らせいたします。

愛媛県社会保険労務士会事務局

社 労 連 第 384 号

平成 26 年 7 月 11 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 大 西 健 造

(公 印 省 略)

中小企業退職金共済制度新様式申込書への切り替えについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より標記共済制度にかかる委託事務につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業退職金共済契約申込書については、平成26年4月より新しい様式に切り替えられたところであります。

しかしながら、様式の切り替えが十分に浸透していないことから、旧様式の当該申込書を使用する事業所が多く見受けられ、契約締結までに多くの時間を要するなど、申込者に支障をきたしてしまう状況である旨、独立行政法人勤労者退職金機構より別紙文書にて連絡がありました。

つきましては、当該申込書の新様式への切り替えについて、あらためて貴会会員への周知及び同申込書の事務局への備え付け等、再度ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、『月刊社労士』7月号誌面にて、掲載する予定であることを申し添えます。

謹 白



平成26年6月

関係機関 各位

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
事業推進部長 原田 吉朗

申込書の新様式への切り替えについて(ご依頼)

中小企業退職金共済制度の普及促進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3月末にお送りした本制度の平成26年度ご使用分の広報資料につきまして、今回は申込書とパンフレットの内容に大幅な変更があり、本来であれば早い時期に資料をお送りして切り替えのご依頼をしなければならないところでしたが、改正厚生年金法の施行日の公布から法施行日までが短期間であったため発送が遅れ、資料の差し替えに十分な期間を設けられませんでしたことを深くお詫び申し上げます。

新様式への切り替えから2か月を経過したところでございますが、こうしたことから未だ旧様式の申込書を使用する事業所が多く見受けられ、また各団体におかれましても切り替えが浸透しきれていない状況と思われます。

旧様式の申込書を使用したお客様には、審査の際に、新様式に新設した必要記載項目の確認書類の取り寄せが必要となるため、契約締結までに時間がかかりご迷惑をおかけすることとなり、また四半期ごとの業務委託手数料のお支払いへの反映も遅れるなどの影響もございます。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、傘下の各団体様へ下記のとおり最新の様式をお使いいただくことのご周知と、お客様が旧様式を持ち込まれた際は、契約締結までに時間がかかることをお伝えくださいますようお願い申し上げます。

このたびの対応につきまして何卒ご了承賜りますとともに、今後とも本制度の普及につきまして、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

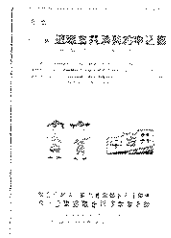
記

中退共の申込書につきましては、旧様式(表紙右下の年月が2013.04以前)の在庫は廃棄していただき、以下の新様式(2014.04)をお使いください。

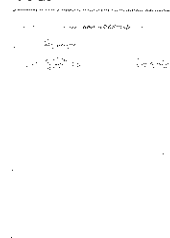
新規申込書



追加申込書



続紙



この情報は当ホームページ“資料請求”にも掲載しております。

以上

お問い合わせ先 事業推進部 広報計画課 森、山口 E-mail:koho@taisyokukin.jp
TEL:03-6907-1234(内線 3712) FAX:03-5955-8220